

## サンシャインホームにおける対面面会ルール

令和4年4月21日改定 Ver.5

- 面会者は4名までとします。（椅子は2脚のみです）※車椅子等で面会される場合は4名は難しいかもしれません。
- 面会は面会室にて実施いたします。
- 面会者は受付後、施設の外側から面会室に入室して頂きます。
- 面会は予約制とさせていただきます。（予約は希望日前日までをお願いします）
- 面会室にはスリッパでの入室をお願いします。
- 面会から次の面会までは1週間の間隔を空けてご予約をお願いします。
- 面会前の5分間で面会者（ご家族等）の体調確認等を行いますので、時間厳守でお願いします。
- 時間ごとの予約制となっていますので、面会時間厳守でお願いします。（延長は出来かねます）
- 面会者のワクチン接種の有無は問いませんが、万全の体調でご来園ください。体調不良が確認された場合には、面会をお断りさせていただく場合があります。
- 来園時に体温を計測して頂きます。発熱が認められる場合には面会をお断りさせていただきます。
- のどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状を有する場合や、体調不良を訴える場合には面会をお断りさせていただきます。
- 面会者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう必要事項の記入をお願いします。また、面会者が面会后、一定期間（少なくとも2日）以内に、発症もしくは感染していたことが明らかになった場合には、サンシャインホームに連絡をお願いいたします。
- 面会者は原則として以下の条件を満たすことが条件となります。
  - ① 感染症の濃厚接触者でないこと
  - ② 同居家族や身近な方に、発熱等の感染症が疑われる症状がないこと
  - ③ 過去2週間以内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと
  - ④ 過去2週間以内に発熱等の感染症が疑われる症状がないこと
  - ⑤ 過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと。
  - ⑥ 人数を必要最小限とすること（当施設は最大4名までとします）
- 面会者は、面会室の中でのみマスクを外しても構いません。面会室以外の場所ではマスク着用をお願いします。
- 面会室ではパーティションに触れないようにお願いします。
- 面会はパーティション越しに行っていただきます。
- 面会中の飲食はご遠慮ください。お菓子等（生もの等を除く）をお預かりすることは可能です。
- 面会対象者（入所者）の体調不良が確認された場合には、面会を中止させていただきます。
- 面会時に換気を行う場合がありますので、ご了承ください。
- 面会者が施設内のトイレを使用した場合には、消毒をお願いします。

- 対面面会のルールは安心して面会して頂くためのものです。感染症のリスクはいまだに残っている状況ですので、ルールをしっかりと守って頂き、安心・安全な面会にご協力ください。

(ルールをお守りいただけない場合には対面面会が再度禁止になる場合もあります)

- 面会時間は、以下の通りです。

面会可能曜日：月曜日～土曜日（12月30日～1月3日までを除く）

面会時間：午後2時～2時30分 / 午後2時30分～3時 / 午後3時～3時30分

午後3時30分～4時 / 午後4時～4時30分 / 午後4時30分～5時

- 面会の前後5分間は準備時間とし、面会は20分間とします。
- 各時間1組までの面会となります。
- 面会場所は、面会室となります。（サンシャインホーム外側より入室をお願いします）
- 職員対応の関係上、オンライン面会・対面面会どちらかで面会時間あたり1組までとさせていただきます。
- 緊急事態宣言・蔓延防止等重点措置などの感染予防措置が取られた場合、サンシャインホーム周辺での新型コロナウイルス感染症が蔓延または流行している場合は、医師及び施設長の判断で対面面会を再度禁止にする場合があります。
- **新型コロナウイルス感染症による感染者の急激な増加により、対面面会を中止させていただく場合があります。この場合、面会予約をキャンセルさせていただきますので、ご理解をお願いします。**
- この面会ルールは、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、社会福祉施設等における面会や外出に関する新たな方針に従って作成しています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。
- 面会の件でのお問い合わせは、以下までお願いします。

【お問い合わせ先】

TEL：042-531-3741

担当者：伊藤 ・ 長岐 ・ 田中

- ◆ 令和3年11月10日発効
- ◆ 令和3年11月22日改定
- ◆ 令和3年11月26日改定
- ◆ 令和4年1月4日改定
- ◆ 令和4年4月21日改定